

令和2年2月定例会 議会運営委員会の概要

日時	令和2年2月20日(木) 第1回	開会	午前	9時34分
		休憩	午前	9時51分
	第2回	再開	午前	9時51分
		散会	午前	10時4分
	2月26日(水) 第1回	開会	午前	9時32分
		休憩	午前	9時52分
	第2回	再開	午後	0時19分
		散会	午後	0時22分
	2月28日(金) 第1回	開会	午前	9時31分
		休憩	午前	9時38分
	第2回	再開	午後	0時16分
		散会	午後	0時18分
	3月3日(火) 第1回	開会	午前	9時31分
		休憩	午前	9時43分
	第2回	再開	午後	0時19分
		散会	午後	0時23分
	3月19日(木)	開会	午後	1時
		散会	午後	1時6分
	3月23日(月) 第1回	開会	午前	9時30分
		休憩	午前	9時42分
	第2回	再開	午後	1時
		散会	午後	1時2分
	3月26日(木)	開会	午前	9時30分
		散会	午前	9時39分
	3月27日(金) 第1回	開会	午前	9時37分
		休憩	午前	9時51分
	第2回	再開	午後	1時28分
		休憩	午後	1時34分
	第3回	再開	午後	3時6分
		休憩	午後	3時7分
	第4回	再開	午後	4時58分
		閉会	午後	5時3分

場所 議会運営委員会室

出席委員 齊藤邦明委員長

杉島理一郎副委員長、井上航副委員長

松澤正委員、白土幸仁委員、木下高志委員、田村琢実委員、本木茂委員、
齊藤正明委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、石川忠義委員、井上将勝委員、
木村勇夫委員、安藤友貴委員、権守幸男委員、秋山文和委員

出席者 神尾高善議長、新井豪副議長

欠席委員 2月26日(水) 井上将勝委員 → 代理出席：高木真理議員

3月3日(火) 第2回 木村勇夫委員 → 代理出席：浅野日義英議員

説明者 奥野立副知事、石川英寛企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和2年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年2月20日(木)第1回)

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。
なお、説明の際は着席したままで結構である。

奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、今定例会に追加提案させていただく議案について、説明申し上げます。

まず、2月26日・代表質問初日に提案する議案について説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会令和2年2月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。追加提案を予定している議案は、予算15件、条例5件、訴えの提起1件、和解1件の計22件である。また、議案以外では、専決処分報告が6件あり、合わせて28件となる。予算については、一般会計のほか、特別会計10件、企業会計4件について、それぞれ補正をお願いするものである。条例については、新規条例が1件、一部改正条例が4件である。新規の条例は、森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、新たな基金の設置をお願いする「埼玉県森林環境譲与税基金条例」である。一部改正条例は、埼玉県産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額を定めるものなど、4件である。このほか、県営住宅の明渡し及び滞納家賃等の請求に係る訴えを提起することについて議決を求めるものが1件、損害賠償請求事件に関し、和解することについて議決を求めるものが1件である。

詳細については、この後、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

次に、本定例会に追加提案をお願いしたいと考えている人事案件について、説明申し上げます。その内容であるが、副知事、教育長及び監査委員の選任及び任命についてである。埼玉県副知事に砂川裕紀氏、橋本雅道氏の2名を新たに選任するとともに、埼玉県教育長に高田直芳氏を新たに任命することについて、埼玉県監査委員に小山彰氏を新たに選任することについて、それぞれ御同意をお願いするものである。なお、小松現教育長については、令和2年3月31日で退任予定である。後任の教育長の任命については、残任期間である令和2年4月1日から令和2年6月18日までの任期に加えて、令和2年6月19日からの3年間の任期も併せて提案したいと考えている。その理由だが、6月19日からの任期については、6月定例会で提案させていただく場合、教育長不在の期間が生じる可能性があるためである。各候補者の経歴等については、お手元にお配りしているので、御覧いただきたいと存じる。

以上が、今定例会に追加提案させていただく予定の議案の概要である。よろしく願います。

企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、私から追加提案を予定している議案の概要を、お手元の資料により説明させていただく。

資料1「埼玉県議会令和2年2月定例会付議予定議案件名(追加提出)」を御覧願う。1ページの1番から3ページの15番までは「予算」である。後ほど資料3により説明させていただく。3ページの16番から4ページの20番までは「条例」である。後ほど資料2により説明させていただく。21番の「訴えの提起については、県営住宅の家賃を長

期にわたり滞納している者4名に対して、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払を求める訴えを提起するものである。22番の「和解することについて」は、県道所沢堀兼狭山線を走行中の自動車が中央分離帯に生えていた低木の枝に接触した事案に関して、運転者から提起された損害賠償請求事件について和解するものである。5ページは「報告事項」で、地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告である。(1)から(3)までは条例改正で、法律の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。(4)と(5)の「工事請負契約の変更契約の締結について」は、橋りょうの架設方法の変更等に伴い請負金額を変更したものである。こちらは、変更後の契約金額が当初の5%以内かつ2,500万円を超えない増額であったことから専決処分を行ったものである。(6)の「損害賠償の額を定めることについて」は、平成30年10月の台風第24号により、県営彩の森入間公園内の樹木の枝が航空自衛隊入間基地内の施設を損壊させたことについて、損害賠償額を71万5,264円と定めるものである。報告事項は以上である。

続いて、条例案を説明する。資料2「条例案の概要」を御覧願う。1番の「埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正を踏まえ、個人番号を利用できる事務として生活に困窮する外国人への進学準備給付金の支給に関する事務を追加等するものである。2番の「埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例」は、同センターの試験研究機器に係る使用料及び依頼試験に係る手数料を追加等するものである。2ページの3番「埼玉県森林環境譲与税基金条例」は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定により実施する森林の整備等の財源に充てるため、新たに基金を設置するものである。4番の「埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例」は、建築基準法等の一部改正を踏まえ、高い延焼防止性能等を有する構造の校舎の教室等の出入口に関する基準を見直すなどするものである。3ページの5番「警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例」は、深谷市における町の区域の新設に伴う深谷警察署の管轄区域の規定を整備するものである。条例については以上である。

続いて、補正予算案を説明する。資料3「令和元年度2月補正予算（追加）案の概要」を御覧願う。一般会計の補正額は「1 補正予算の規模」のとおり、458億5,854万7千円の減額となっており、補正後累計では1兆8,898億544万8千円となっている。このほか、特別会計10会計、企業会計4会計の補正をお願いするものである。

次に、「2 主な歳出」である。最初の○の「給与費」と次の○の「公債費」は、執行見込額と予算額の差を減額するものである。なお、平成27年度以降未払いが生じていた臨時的任用教員の退職手当の調整額は、本給与費にて26億8,384万6千円を計上している。3つ目の○の「公債費満期一括償還措置」は、地方財政法の規定に基づき、満期一括償還県債の償還に備えた積立てを行うものである。4つ目の○の「県税に係る清算金、交付金等」は、他都道府県の地方消費税収が見込みを下回ったことや、株式の売買高が減少したことによる個人県民税の株式等譲渡所得割が減収となったことに伴う市町村への交付金等の減額である。5つ目の○の「国の補正予算への対応」は、国の補正予算を受け、県立学校内の通信GIGAネットワークの整備等を行うものである。

次に、「3 主な財源」である。最初の○の「県税」は、海外経済の影響を受けた法人二税の減収や、株式等譲渡所得割の減収などを踏まえ、111億円を減額するものである。次の○の「地方消費税清算金」は、他都道府県の地方消費税収が見込みを下回ったことにより減額するものである。3つ目の○の「地方交付税」は、交付決定額と予算計上額との差額を補正するとともに、台風第19号に係る災害対応経費等について国の措置が見込まれるため、増額するものである。その下の○の「国庫支出金」は、交付決定額等と予算計

上額との差額を補正するものである。5つ目の○の「県債」は、減収補填債を188億3,800万円計上するとともに、その他の県債について事業の進捗等に応じて発行額の減額等を行うものである。最後の○の「繰入金」は、本年度の収支見通しを踏まえ、財政調整のための基金について、当初計上していた660億円の取崩しのうち、408億4,573万円の取り崩しを中止するものなどである。

最後に、「4 繰越明許費の設定（一般会計）」は、年度内の執行が困難な案件について、設定をお願いするものである。

資料4は、補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したほか、特別会計、企業会計の補正予算案について、まとめたものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、2月定例会に追加提案を予定している議案等の概要である。よろしく願います。

田村委員

この際、人事議案について、一言苦情を申し上げさせていただく。今、人事議案についても、我々に提案される前にマスコミ報道等で情報が流れているところである。執行部については、徹底した情報管理に努めていただきたいと思う。先ほど、「も」と申し上げたのは、毎回毎回この議案については、そういったことが議運の中で上がっているためである。気を付けていただきたいと思うが、副知事の御答弁をお願いする。

奥野副知事

田村委員から御指摘があったとおり、人事議案については本日、この議運の前に開かれた各会派代表者会議において知事から、この議運の場において私から、正式に議会に対し内容を説明させていただいたところではあるが、それ以前から、マスコミ各社から提案内容の一部について報道がなされてしまった。このことは、議会と執行部の信頼関係を損なう大変重大な問題だと思っており、誠に申し訳なく受け止めている。今後は、特にこの人事議案の性質に鑑み、こうした事態が二度と生じることがないように情報管理の更なる徹底を図ってまいる所存である。よろしく願います。

石川委員

今の件に関して一言申し上げる。報道で出る前に地元市内の方に「こういう人事になるんだって」と確認され、「知りません」と私は答えている。審議をする人が知らないで、審議に加わらない人が先に知っている、一般に出回っていることは異常である。今回の経過を説明してもらいたい。時系列、これからどうするのか、どのように気を付けるのか説明を求める。

令和2年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年2月20日(木)第2回)

委員長

それでは執行部におかれては、人事議案に関する情報管理の改善方法、情報漏えいの経緯等を確認の上、後日御報告いただくようお願い申し上げ、議事を進めさせていただきます。

委員長

2 代表質問についての、質疑質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

3 一般質問についての(1)一般質問者氏名の確認についてだが、同じく資料1により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

次に、(2)質疑質問順位の決定についてだが、まず、2月28日(金)については、自民、県民、民主フォーラムの順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、3月2日(月)については、自民、公明、共産党の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、3月3日(火)については、自民、県民、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

田村委員

3月3日については、1人目が木下博信議員、3人目が諸井真英議員でお願いする。

委員長

それでは、質問順位を確認する。

< 委員長、調整結果(別紙)を読み上げる。 >

委員長

4 知事提出急施議案の取扱いについてだが、去る2月13日（木）の議会運営委員会において、執行部から、急施を要するとの要請があった、第51号議案「令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）」の取扱いについて、御協議をお願いします。

委員長案を作成したので、配布してよいか。

＜ 了 承 ＞
＜ 事務局職員が委員長案を配布 ＞

委員長

ただ今、お手元に配布した案のとおりでいかがか。

＜ 了 承 ＞

委員長

なお、代表質問初日・2月26日（水）に予定されている「知事提出急施議案（第51号議案）に対する質疑」については、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は休日を除く発言の2日前・2月21日（金）の正午までということはいかがか。

＜ 了 承 ＞

委員長

5 政務活動費のインターネット公開検討会における検討結果報告についてだが、お手元の資料2のとおり、同検討会会長から議長宛てに報告書が提出されたので、御確認願う。

＜ 確 認 ＞

委員長

この件については、先ほど開催された各会派代表者会議において、議長から、「埼玉県政務活動費の交付に関する条例」の改正について、議会運営委員会で協議されたい旨の話を頂いた。

同条例改正の手続については、今後の議会運営委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしく願います。

＜ 了 承 ＞

委員長

なお、報告書において、条例改正と併せて提示されている、「埼玉県政務活動費の交付に関する規程」の改正及び「収支報告書等の閲覧に関する要綱」の制定については、条例により、議長が定めることとされていることから、条例改正の手続の進捗に応じて、議長に御対応いただくこととなるので、念のため申し上げます。

委員長

6 意見書・決議案についてだが、件名については、一般質問初日・2月28日（金）、案文については、一般質問最終日・3月3日（火）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力願う。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・3月27日（金）の朝の議会運営委員会までに御報告をお願いする。

委員長

7 オハイオ州への国際友好親善訪問についてだが、今年は、本県とオハイオ州との姉妹提携がなされてから30周年の記念すべき年に当たる。

そこで、過日、知事から議長宛てに、「今議会に提案させていただき予定の令和2年度予算案が承認されれば、オハイオ州を訪問したいので、その際、議会も共に訪問してほしい」との依頼があった。

それを受けて、先ほど開催された各会派代表者会議において、議長から、各会派に対し、本件の内容が伝達された。

その際、議会から友好親善訪問団を派遣することは大変意義のあることであり、昨年のクイーンズランド州友好親善訪問と同様、10名の議員を派遣したいとの考えが示されたところである。

議員の派遣については、議会の議決を要する事項であることから、今後の議会運営委員会において御協議いただきたいと存じるので、よろしく願います。

< 了 承 >

委員長

8 5か年計画等に関する特別委員会についてだが、去る2月13日（木）の議会運営委員会において、5か年計画等に関する特別委員会の設置に向けた協議を進めていくことについて、御決定いただいた。

この件について、委員長案を申し上げたいと存じるので、御協議願う。

まず、名称及び付託事件についてだが、名称を「5か年計画等特別委員会」、付託事件を「5か年計画及び各分野における基本的な計画の策定等に関する件」とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、委員定数についてだが、18人とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、委員配分についてだが、定数18人を、埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき配分すると、自民10人、県民3人、民主フォーラム2人、公明2人、共産党1人となるがよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、名簿の提出期限についてだが、本日の午後5時までに提出されるよう御協力をお願いする。

委員長

9 令和2年度の執行機関の附属機関等委員についてだが、お手元の資料3を御覧願う。現在の各会派に配分されているポストは34であり、その内訳は、自民19、県民5、民主フォーラム5、公明3、共産党2となっている。

令和元年度と令和2年度の変更点はなく、各会派に配分するポスト数は34となる。

これを現在の各会派の所属議員数で按分すると、資料3の一番下の令和2年度配分(案)のとおり、自民19、県民5、民主フォーラム5、公明3、共産党2となるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

また、変更するポストについては、代表質問初日・2月26日(水)までに各会派で調整願う。

< 了 承 >

委員長

なお、職指定のポストとなる20番の埼玉県卸売市場審議会については、本日、知事から提案される予定の「埼玉県卸売市場条例を廃止する条例」の議決結果によっては、廃止されることとなるので、御承知おき願う。

委員長

10 議会開会中における県内高等学校卒業式への議員の出席についてだが、この件については、先例により、地元議員は休日休会を除き、出席しないことになっているので、その旨、周知をお願いする。

< 了 承 >

委員長

11 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

12 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することによいか。

< 了 承 >

委員長

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前９時３０分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、代表質問初日・２月２６日（水）の朝、午前９時３０分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（３）本会議開会時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに開会することによいか。

< 了 承 >

令和2年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年2月26日(水)第1回)

委員長

この際、執行部から発言を求められているので、これを許す。

奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、執行部を代表して発言をさせていただきます。

2月20日の議会運営委員会において、今定例会に提出させていただき予定の人事議案の内容が外部に漏れてしまっている、との御注意をいただいた。

具体的には2月15日の埼玉新聞朝刊及び読売新聞朝刊において、副知事交代との報道がなされたものである。報道された経緯について、執行部として調査させていただいたが、当日までの間に情報が流失した経緯は不明であった。人事議案に関しては、秘匿性の高いことに加え、議会にお諮りする案件でもあるので、これまでも情報管理の徹底に努めてきたところである。

今回、このように報道されたことについては、誠に残念であり、深くお詫び申し上げます。今後このようなことのないよう、情報に触れる幹部職員を更に絞り込むなどして、情報管理の一層の徹底を図ってまいります。よろしく願います。

委員長

人事議案に関する情報の漏えいは、過去にも繰り返し発生している。執行部におかれては、今一度、気を引き締めて、情報管理の徹底に努めていただくよう、よろしく願います。

議事を続行する。

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。

奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、今定例会に追加提案させていただき議案について、説明申し上げます。お手元の資料「埼玉県議会令和2年2月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

2月28日・一般質問初日に追加提案を予定している議案は、予算1件である。新型コロナウイルス感染症については、世界各国に感染が拡大する中、1月15日には国内で初めて感染者が確認され、現時点での本県の感染確認事例は4件となっている。現在、国や市町村などの関係機関と協力して適切な措置を講じているところである。

また、既に予備費を活用して、専用電話相談窓口の開設やウイルス検査機器の増設、陰圧テントの整備など当面の緊急的な対応をさせていただいているところである。

今回の補正予算案では、これらの対応を4月以降も継続するための経費のほか、専門外来の拡充による医療機関受診体制の整備や感染した方の入院医療に要する経費を計上している。新型コロナウイルス感染症への県民の不安解消や更なる感染拡大を防止するための体制強化を図ってまいります。この結果、一般会計の補正予算額は4億5,327万5千円となったところである。

また、昨日、国は新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を公表したところであり、

県としても、国と密接に連携を図りながら更なる取組を検討してまいります。

以上で私からの説明を終わる。議案の詳細について、引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、私から追加提案を予定している議案の概要を、お手元の資料により説明させていただく。

資料1「埼玉県議会令和2年2月定例会付議予定議案件名（追加提出）」を御覧願う。追加提案を予定している議案は、予算1件である。

資料2「令和2年度補正予算案の概要」を御覧願う。先ほど副知事から説明したとおり、この補正予算は、新型コロナウイルス感染症への対応を強化・継続するために編成したものである。その結果、一般会計の補正予算額は4億5,327万5千円となり、既に提案している令和2年度当初予算案と合わせた累計額は1兆9,607億6,827万5千円となる。

それでは、「3 内容」について説明する。1つ目の○、「県民相談体制の強化」は、24時間体制の専用電話相談窓口について、4月以降の運営に要する経費を計上している。さらに、県民に正確な情報を届けるため、啓発用リーフレットの作成に要する経費を計上している。2つ目の○、「検査・医療提供体制の強化」は、検査体制や受診体制の強化のため、ウイルス検出用試薬や陰圧テント、感染防護具の購入等に要する経費とともに、感染した方の入院医療費の公費負担に要する経費を計上している。3つ目の○、「感染者フォローアップ体制の整備」については、県設置の全13保健所に看護師をそれぞれ1名派遣し、感染者などの経過観察に要する経費を計上している。

「4 財源」についてだが、今回の補正予算では、繰越金とともに特定財源である国庫支出金を充てることとしている。

資料3は、一般会計補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、2月定例会に追加提案を予定している議案の概要である。よろしく願います。

委員長

2 知事提出急施議案（第51号議案）についての（1）質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（2）委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 地方自治法の一部改正に伴う規定の整備についてだが、地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年に公布され、令和2年4月1日に施行される。

本県が定める、「地方自治法第180条の規定により知事が専決処分することができる事項」においては、この改正条項の引用があることから、規定の整備が必要となる。

そこで、改正案の概要を作成したので、お手元の資料1を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

「1 趣旨」だが、地方自治法の一部改正に伴い、必要な規定の整備をするものである。「2 内容」だが、「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改めるものである。「3 施行期日」だが、法律の施行期日と同じ令和2年4月1日とする。この件については、今後の議会運営委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしく願います。

委員長

4 5か年計画等特別委員会についてだが、去る2月20日（木）の議会運営委員会において、18人の委員をもって、「5か年計画等特別委員会」を設置し、「5か年計画及び各分野における基本的な計画の策定等に関する件」を付託することを決定した。まず、委員の選任についてだが、お手元の資料2の名簿のとおり選任することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、5か年計画等特別委員会の設置及び委員の選任については、代表質問1人目終了後に、異議なし採決によりお諮りすることによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、改革及び無所属は、私から確認しておく。また、正副委員長互選のための委員会を、次の本会議の休憩中に開会することによいか。

< 了 承 >

委員長

5 令和2年度の特別委員会（予算及び決算を除く。）についてだが、今年度の特別委員会の名称、定数及び付託事件について記載した資料3を、改めて、お手元に配布した。この件について、各会派で御検討いただいたかと存じるので、御協議願う。何か御意見はあるか。

石川委員

我々としては、公社事業対策特別委員会と議会活性化検討特別委員会の2つの特別委員会をお願いしたい。理由としては、現在設置されている特別委員会7つのうち、公社事業対策特別委員会以外の6つは、常任委員会において審議・調査ができるもので、特別に常設化して運用すべきものではないということである。平成12年の地方自治法の改正では、それまでの常任委員会の設置数の制限を緩和した。常設の委員会として設置の必要性が認められるのであ

れば、特別委員会ではなく常任委員会とすべきである。

また、これまでの埼玉県議会の制度、運用をもう一度洗い直し、見直すべきところは見直す、専門的な議会活性化検討特別委員会の設置が必要であるので申し上げる。

田村委員

我が会派の意見を申し上げる。

まず、付託事件の打ち切りについてだが、人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会に付託されている、ラグビーワールドカップ2019の開催に関する総合的対策の件は、大会終了につき、審査を打ち切るべきと考える。

次に、付託事件の追加についてだが、人口減少と地域経済縮小が進む中、地方創生を深化させ、中長期的な持続可能なまちづくりに取り組むことが重要である。そこで、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの推進に関する総合的対策の件を、地方創生・行財政改革特別委員会に追加してはどうかと考えている。

その他の部分については、今年度5月の臨時会で設置したばかりなので、変更する必要はないと考えている。先ほど石川委員からお話があったが、この5月の臨時会で設置した7つの特別委員会については、議論が活性化していることは周知の事実であり、反対している会派も意見・提言をなされているところである。これは県民の生活向上の要望に応えるための活動ができているものと思っている。

秋山委員

当会派では、特別委員会はその時々が発生する問題について設置をするべきだという基本的な考えを持っている。しかし、臨時会で設置が決められているので、現状の特別委員会に賛成する。

委員長

それでは、ただ今の御意見を基に、委員長案を作成する。

今後の議会運営委員会で御確認いただきたいと存じますので、よろしく願います。

委員長

6 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、同広域連合議会議員であった中屋敷慎一議員及び宮崎栄治郎議員が辞職され、欠員が生じたため、2名を補欠選挙されたいとの依頼が同広域連合長から議長宛てにあった。

この件については、今後の議会運営委員会において、選挙の方法及び日程等について御協議いただきたいと存じますので、よろしく願います。

委員長

7 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

田村委員

開会前のお忙しいところではあるが、お時間をいただきたいと存じる。

我が会派は、今定例会で議員提出議案として2つの条例案を提案したいと考えている。条例案の概要をお配りして、説明させていただきたいと存じる。

委員長におかれては、お取り計らいをよろしく願います。

委員長

それでは、自民の条例案の概要を事務局に配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

それでは、説明をお願いします。

田村委員

まず、「埼玉県ケアラー支援条例」の「条例案の概要」を御覧願う。

埼玉県は後期高齢者人口が全国一のスピードで増加していくと見込まれており、核家族世帯割合も高いため、介護の負担が大きな問題となっている。また、高齢者だけでなく、医療的ケア児、高次脳機能障害など、切実な介護や看護の現場がたくさんある。介護や看護で自分を見失わないように、そして孤立することがないように、今、介護や看護をする人、いわゆるケアラーへの支援が必要とされている。

そこで、私たちは、ケアラーの支援に関し、県の責務等を明らかにし、基本的事項を定めることで、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする条例案を提案したいと考えている。

続いて、「埼玉県受動喫煙防止条例」の「条例案の概要」を御覧願う。

人が他人の喫煙により発生した煙にさらされることを受動喫煙というが、県民が望まない受動喫煙にさらされないために、対策が必要である。望まない受動喫煙を防止するため、国では、健康増進法が改正され、4月から全面施行されるが、小さな飲食店では店全体を喫煙場所にすることができるなど、対策が十分とはいえない状況である。

そこで、私たちは、受動喫煙の防止に関し、県の責務等を明らかにするとともに、県民が受動喫煙を避けることができる環境を整備することにより、望まない受動喫煙を生じさせることのない社会を実現することを目的とする条例案を提案したいと考えている。

各会派におかれては、お持ち帰りの上、御検討いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長

ただ今の件については、今後の議会運営委員会で御協議させていただきたいと存じるので、よろしく願います。

委員長

8 その他に入る前に申し上げます。

本日から代表質問、その後、一般質問に入るが、質問時にパネル等を使用する場合には、

「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げます。

委員長

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前９時３０分現在、１５番秋山もえ議員及び４３番山根史子議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、正副委員長互選のための５か年計画等特別委員会閉会后とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、１２時１５分を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、１０時でよいか。

< 了 承 >

令和2年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年2月26日(水)第2回)

委員長

1 5か年計画等特別委員会正副委員長の互選結果報告についてだが、委員長に宮崎栄治郎 委員が、副委員長に中屋敷慎一委員が、それぞれ互選された。

については、次の本会議の冒頭でこの旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 令和2年度の特別委員会(予算及び決算を除く。)についてだが、先ほどの協議及び会派間の調整を踏まえ、委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、このとおり決定する。

委員長

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

4 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・2月28日(金)の朝、午前9時30分とすることよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

令和2年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年2月28日(金)第1回)

委員長

1 知事追加提出議案の取扱いについてだが、去る2月26日(水)の議会運営委員会で執行部から説明がなされ、本日、追加提案される、「令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第1号)」についての取扱いを御協議いただきたいと存じる。

まず、本議案については、本日の本会議の冒頭に上程、提案説明を行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、質疑についてだが、一般質問最終日・3月3日(火)の一般質問3人目終了後に行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

また、質疑の希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は休日を除く発言の2日前に当たる本日の正午までということではないか。

< 了 承 >

委員長

2 知事提出急施議案(第51号議案)に係る各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

3 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

石川委員

一言意見を申し上げたい。昨日、政府から小、中、高校休校の要請があり、週明けには

現場で混乱が生じることが予想される。また、新型コロナウイルスの今後の種々の影響により、執行部がこの件に対応することを考慮しなければならない。したがって、危機管理上の観点から、今後の議会日程や運営方法については柔軟に対応できるように議会運営委員長に検討をお願いしたいと存じる。

田村委員

この際、一言共産党に申し上げておきたいことがあるので、発言をお許しいただきたい。

明日、村岡議員の一般質問についてだが、議会の一般質問の割り振りに当たっては、当初予算の審議を行う2月定例会で発言できない会派をなるべく少なくするよう考慮して、2月定例会の一般質問で共産党の枠を1つ設けている。それにもかかわらず、代表質問ができないからといって、一般質問の項目で全て知事に答弁を求めているということは、ほとんど代表質問に近い状況になっている。こちらが配慮しているのに、それに便乗して代表質問みたいな形で一般質問を行うことはいかがかと思う。十分な配慮をしているので、共産党にも配慮をいただきたい。

秋山委員

田村委員の御意見だが、答弁者は知事も含め福祉部長など多岐にわたっているの、そこはいかがか。

田村委員

ほぼ全ての項目で知事への答弁を求めている。一般質問であり、代表質問ではないので、特段の配慮が必要だと、議会運営の中で感じているところである。共産党が2月に一般質問をできるのは、当初予算を審議する議会ということで、共産党に配慮して、枠を設けているということを十分御理解いただきたいと思う。

秋山委員

そのような御意見が出たということを伝えておく。

委員長

4 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、15番秋山もえ議員及び43番山根史子議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各常任委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

令和2年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年2月28日(金)第2回)

委員長

1 知事提出急施議案(第51号議案)についての(1)各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

3 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・3月3日(火)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

令和2年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年3月3日(火)第1回)

委員長

1 議案(第1号議案ないし第50号議案及び第52号議案ないし第73号議案)並びに請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議員提出議案についての(1)埼玉県ケアラー支援条例案及び埼玉県受動喫煙防止条例案についてだが、去る2月26日(水)の議会運営委員会で自民から提案のあった条例案2件が提出されたので、報告する。

まず、ア 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 提案説明の有無の確認についてだが、議第1号議案は、提案者を代表して、25番吉良英敏議員が提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

議第2号議案は、提案者を代表して、66番須賀敬史議員が提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、これらの議案の取扱いについてだが、本日の本会議の一般質問1人目終了後に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に、さきに知事から追加提出された第74号議案と併せて質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は議第1号議案及び議第2号議案の提案説明終了後の休憩中速やかに、ということはいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)埼玉県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案についてだが、去る2月20日(木)の議会運営委員会で配布した政務活動費のインターネット公開検討会の報告書を踏まえ、お手元の資料1のとおり、委員長案を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、最終日・3月27日(金)の議会運営委員会において、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等を確認の上、同日の本会議に上程することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)地方自治法第180条の規定により知事が専決処分することができる事項の一部改正案についてだが、去る2月26日(水)の議会運営委員会において概要を説明した。

お手元の資料2のとおり、委員長案を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、最終日・3月27日(金)の議会運営委員会において、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等を確認の上、同日の本会議に上程することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4)意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料3のとおり、意見書17件、決議1件、合計18件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、案文については、さきの議会運営委員会においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出されるようお願いする。

< 了 承 >

委員長

3 オハイオ州への国際友好親善訪問についてだが、去る2月20日（木）の議会運営委員会で報告したとおり、本件は議員派遣に関する件として議会の議決を要するため、議案の提出等について、今後の議会運営委員会で御協議いただきたいと存じるので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

4 令和2年度の委員会構成についてだが、令和2年度の各委員会の会派別委員配分について、本日現在の会派別所属議員数を基に配分した場合の委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、このとおり決定する。

なお、配分された委員の氏名については、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月17日（火）の午後5時までに御報告いただくよう、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

委員長

5 令和2年度の執行機関の附属機関等委員についてだが、お手元の資料4のとおり調整したので、報告する。

なお、配分された委員の氏名については、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月17日（火）の午後5時までに御報告いただくよう、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

委員長

6 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

田村委員

本会議前のお忙しいところだが、お時間をいただき提案をさせていただきたいと存じる。現在、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されているが、議会としては、引き続き責務を果たしていく必要がある。

そこで、議会運営委員会において申合せを行いたいと考えている。資料を配布して説明させていただきたいので、委員長におかれては、お取り計らいをよろしくお願いする。

委員長

それでは、自民の申合せ案を事務局に配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

それでは、説明をお願いします。

田村委員

今定例会は、間もなく委員会審査が始まるが、委員会には議員及び相当数の職員が出席する。

そこで、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する議会運営を行う観点から、7つの点について、議会運営委員会として申し合わせるとともに、執行部に対して協力を要請することを提案したいと考えている。

まず、1点目として、委員会への職員の出席は必要最小限に縮小すること。2点目として、質問と答弁は簡潔とすることを徹底し、効率的な運営とすること。3点目として、議員及び職員が本会議及び委員会に出席する際には適宜検温を行い、発熱が認められる場合はちゅうちょなく出席を見送るようにすること。4点目として、委員会では、議員及び答弁職員に加え、その他の職員も委員会室に飲料水を持ち込むことを認め、適切な水分補給を行うこと。5点目として、委員会室においては、消毒スプレーによる消毒や、こまめな換気を行うこと。また、入室前後や休憩時には、手洗い、うがいを励行するなど、衛生環境の保持に努めること。6点目として、本会議及び委員会におけるマスク着用は、出席者の体調等を考慮して必要に応じ対応すること。

7点目として、本件のような緊急を要する重要案件は、議会と執行部が一体で対処すべきことから、性急な要望は控えるなど、執行部に過重な負担をかけないように十分配慮すること。また、案には記載していないが、昨日伺ったところによると、一部の議員が長時間にわたり、職員を拘束しているという事案があるようである。3時間、4時間という感じである。それも、職員の体調管理等々を考慮すると控えるべきだということである。以上である。

各会派におかれては、何とぞ御理解・御賛同を賜るよう、よろしくお願いする。

石川委員

無所属県民会議からも、ただ今の自民案に加えて、新型コロナウイルス対策について、多忙を極める保健医療部や教育局など執行部職員の健康管理に配慮し、2月28日の議会運営委員会での県民会議としての発言を踏まえて、次の申合せを提案したいと存じる。

今回の新型コロナウイルス対策に関し、議員及び職員の健康管理に配慮し、可能な限り効率的に議員・職員間の連絡調整等を行うとともに、長時間に及ぶ質問調整は極力控えること。また、執行部からの資料提供等は状況に応じてメール送付も可とするなど効率的に行うこと。そして、今後の県内の感染拡大、県庁職員や海外の状況によっては再度対応を協議することを提案する。以上である。

委員長

ほかに御意見はあるか。

委員長

それでは、ただ今の協議を踏まえ、委員長案を作成する。

今後の議会運営委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしくお願いする。

委員長

7 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、議第1号議案及び議第2号議案の提案説明終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

令和2年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年3月3日(火)第2回)

委員長

1 第74号議案、議第1号議案及び議第2号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、19番中川浩議員から第74号議案に対する質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 新型コロナウイルス感染症への対応についてだが、今朝の議会運営委員会での協議を踏まえ、委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、各会派におかれては、申合せの周知をお願いする。また、執行部におかれても、適切に対応されるよう御協力をお願いする。

なお、資料の9番にもあるとおり、新型コロナウイルス感染症に関する状況は、日々変化していることから、特別な事情が生じた場合は、再度、協議をお願いするので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

4 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月17日（火）午後5時までに、私宛てに申し出るよう、よろしく御協力願う。

本件については、委員長報告日・3月26日（木）の議会運営委員会で御協議をお願いする。

委員長

その他の（1）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、委員長報告日・3月26日（木）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（2）本会議再開時刻についてだが、午後1時によいか。

< 了 承 >

令和2年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年3月19日(木))

委員長

特別な事情が生じたため、ただ今から、委員会を開会する。

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。
なお、説明の際は着席したままで結構である。

奥野副知事

まずはじめに、この度はお忙しい中、委員の皆様方には議会運営委員会を急きょ開催していただき、厚く御礼申し上げます。

委員長のお許しをいただいたので、執行部を代表して発言をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に対しては、まず、令和元年度の予備費を活用させていただき、専用電話相談窓口の開設や感染症検査体制の整備などを行ってきた。

さらには、令和2年度に向けてこうした対策の継続や外来医療機関の感染症防護具の整備などに要する経費を計上した令和2年度補正予算案を編成の上、今議会に追加提出させていただき、現在、御審議いただいているところである。

国では、3月10日に患者増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の早期終息などを目指す緊急対応策を決定し、13日には感染拡大を視野に入れた新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が成立した。

県としても、こうした国の動きに的確に対応するため、第3弾の予算措置として、補正予算案の編成を行っているところである。

お手元の資料「新型コロナウイルス関連補正予算(案)の概要」を御覧願う。第3弾の予算措置では、令和元年度補正予算案として、感染拡大防止対策と医療提供体制の整備及び学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応として24億円程度、令和2年度補正予算案として、検査体制の強化や中小企業への新たな金融支援等として6億円程度を検討している。

大変恐縮だが、補正予算案は現在編成をしているところであり、整い次第、改めて今議会に追加提出をさせていただきたいと考えている。

年度末、また会期末となり、日程的にも大変限られた中ではあるが、何とぞ格別の御配慮を賜るようお願い申し上げます。以上、甚だ簡単ではあるが、私からの説明を終わる。よろしく願います。

委員長

2 会期予定の変更についてだが、ただ今説明のあった知事追加提出議案のために本会議を開く必要がある。

会期予定変更の委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

現在、議案調査日としている3月23日（月）に、知事追加提出議案の報告、上程、質疑及び委員会付託のための本会議を開き、本会議散会后、当該議案の付託先の委員会を開会するという案である。

この案のとおり変更することによいか。

< 了 承 >

委員長

時間が差し迫った中での変更である。

事務局から全議員に対して通知させるが、各会派におかれては、所属議員に対し、確実に御伝達いただくよう、よろしく願います。

なお、改革及び無所属には私から伝えておく。

委員長

3 その他に入る前に、執行部から発言を求められているので、これを許す。

奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、発言をさせていただきます。

副知事の飯島寛については、3月17日に新型コロナウイルスに感染したことが判明した公益財団法人日本サッカー協会の田嶋幸三氏と3月10日にお会いする機会があった。

ごく短時間であり、現在、発熱等の症状もないが、医師の助言もあり、田嶋氏とお会いした日から2週間が経過する3月23日まで、念のため自宅に待機させ、経過観察することとした。

そのため、23日の本会議を欠席させていただきたいと存じる。御迷惑をお掛けするが、よろしく願います。

委員長

ただ今の件について、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、3月23日（月）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

令和2年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年3月23日(月)第1回)

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、去る3月19日(木)の議会運営委員会で概要の説明があったが、詳細について、改めて、奥野副知事の説明を求める。

なお、説明の際は、着席したままで結構である。

奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、今定例会に追加提案させていただく議案について、説明申し上げます。

2月定例会県議会に本日追加提案を予定している議案は、予算2件である。

議案の詳細については、この後、企画財政部長に説明させるが、私から補正予算案の基本的な考え方について説明させていただく。

新型コロナウイルス感染症については、これまで、国や他の都道府県に先駆けて24時間体制の相談窓口を設置したほか、ウイルスの検査機器の増設などを行った。また、これらの相談・検査体制を4月以降も継続するための経費や専門外来医療機関の拡充に伴う体制整備などについて、令和2年度の補正予算として御審議いただいている。今回の補正予算案は、去る3月10日に発表された国の緊急対応策などを踏まえ、早急に対応すべき対策に要する経費を計上させていただいたものである。

はじめに、第75号議案「令和元年度埼玉県一般会計補正予算(第8号)」である。まず、感染拡大防止のため、介護施設等に対して全国的に不足しているマスクや消毒液を調達・配布するとともに、多床室の個室化改修への助成などを行う。また、重症患者等の入院に対応するため、人工呼吸器などを整備するための費用を助成する。さらに、生活福祉資金貸付制度の原資を増額し、貸付けの対象者や上限額の拡充などを行う。この結果、一般会計の補正予算額は23億8,797万8千円となり、既定予算と、さきに提案申し上げた補正予算(第7号)、そして今回の補正予算(第8号)を合わせた累計額は1兆8,921億9,346万6千円となる。

次に、第76号議案「令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)」である。資金繰りの厳しい中小企業に対する支援として、県制度融資のうち経営安定資金と経営あんしん資金において、県、金融機関が協調して、融資利率を引き下げるとともに、融資限度額の拡大や融資期間の延長などを行う。また、保険適用となったPCR検査の公費負担分の支払や介護施設等における多床室の個室化改修への助成を行う。さらに、医療機関における感染防止のため、感染症指定医療機関等に対して、マスクや消毒液を調達・配布する。この結果、一般会計の補正予算額は6億6,636万8千円となり、さきに提案申し上げた当初予算及び補正予算(第1号)、そして今回の補正予算(第2号)を合わせた累計額は1兆9,614億3,464万3千円となる。

以上、簡単ではあるが、今定例会県議会に追加提案する議案について、私からの説明を終わる。

引き続き、企画財政部長から説明させるので、よろしく願います。

企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、私から追加提案をさせていただく議案の概要を、お手元の資料により説明する。

資料1「埼玉県議会令和2年2月定例会付議予定議案件名（追加提出）」を御覧願う。

追加提案を予定している議案は、予算2件である。先ほど副知事から説明したとおり、今回提案させていただく補正予算案は、新型コロナウイルス感染症について、国の緊急対応策を踏まえ、早急に対応すべき対策に要する経費を計上するものである。

資料2「令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第8号）案の概要」を御覧願う。こちらは、令和元年度補正予算として、感染拡大防止対策や医療提供体制の整備などについて予算を措置するものである。

その結果、一般会計の補正予算額は23億8,797万8千円となり、既定予算と既に提案している令和元年度一般会計補正予算（第7号）と合わせた累計額は1兆8,921億9,342万6千円となる。

「3 内容」について説明する。1つ目の○、「介護施設等の感染拡大防止対策の実施」については、介護施設等に配布するマスク約3,000万枚や、消毒液約3万3,000本を緊急調達する経費や介護施設等の多床室を個室へ改修するための助成経費を計上している。なお、介護施設へのマスクや消毒液などは、国庫支出金を基金に積み立てて事業を実施する必要があるため、その積立金を計上している。次に、2つ目の○、「入院医療機関の体制強化」については、重症患者などの受入体制を整備するため、入院医療機関の体外式膜型人工肺（ECMO）や簡易陰圧装置などの購入を支援する経費を計上している。続いて、3つ目の○、「学校の臨時休業等に伴う対応」については、生活資金が必要となった世帯に対応するため、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金の貸付上限額をこれまでの10万円から20万円に拡充することなどに要する経費を計上している。なお、明らかに年度内の完了が困難な事業については、繰越明許費の設定をお願いしている。

「4 財源」についてだが、本補正予算案では、国庫支出金と繰入金金を充てることとしている。

資料3は、後ほど御覧いただければと存じるが、補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。

続いて、資料4「令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）案の概要」を御覧願う。こちらは、先ほど説明した令和元年度補正予算案と一体的に感染拡大防止対策を行うとともに、中小企業への支援等を講じるものである。その結果、一般会計の補正予算額は6億6,636万8千円となり、既に提案している当初予算及び令和2年度一般会計補正予算（第1号）と合わせた累計額は1兆9,614億3,464万3千円となる。

「3 内容」について説明する。1つ目の○、「感染拡大防止対策の実施」については、医療従事者への感染拡大を防止するため、感染症指定医療機関等71施設に配布するマスクや消毒液を緊急調達する経費や障害者支援施設等の多床室を個室へ改修するための助成経費を計上している。次に、2つ目の○、「検査体制の強化」については、PCR検査が保険適用となったことによる公費負担分の経費を計上している。続いて、3つ目の○、「中小企業への支援」については、県制度融資のうち2つの資金において、県と金融機関が協調して融資利率を0.5%引き下げるとともに、融資限度額の拡大や融資期間の延長などに要する経費を計上し、併せて債務負担行為も設定している。また、県制度融資を含めた保証付き融資全般の返済額を軽減等するため、緊急借換資金を創設し、必要な債務負担行為を設定している。

「4 財源」についてだが、本補正予算案では、国庫支出金とともに、繰越金、県債を充てることとしている。

資料5は補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、2月定例会に追加提案を予定している議案の概要である。よろしく願います。

委員長

次に、これらの議案の取扱いについてだが、本日の本会議に上程、提案説明を行い、その後質疑を行うことではいかがか。

< 了 承 >

委員長

なお、質疑の希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は知事の提案説明終了後の休憩中速やかに、ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

2 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の変更についてだが、お手元の資料1のアンダーライン部分を御覧願う。

公安委員会委員長から、本定例会に説明者として委任した警察本部総務部長については、3月19日付けの人事異動に伴い、変更する旨の報告があった。

この件については、本日の本会議で報告するので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

3 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

4 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、1番金野桃子議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、知事の提案説明終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

令和2年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年3月23日(月)第2回)

委員長

1 第75号議案及び第76号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、19番 中川浩議員から第76号議案に対する質疑の通告書が提出されている。ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、両議案は、当初予算案と一体として審査することが適当な補正予算案であることから、予算特別委員会に付託することによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、去る12月定例会で、予算特別委員会に係る議会運営委員会決定事項として、日程を「部局別質疑を5日以内、総括質疑を1日、討論及び採決は1日とする」と定めていたが、この件により変更が生じる。

具体的な審査方法は、予算特別委員会の理事会で決定されるので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

3 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、委員長報告日・3月26日(木)の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和2年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年3月26日(木))

委員長

1 各常任委員会、予算特別委員会及び5か年計画等特別委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 県庁舎建替え等検討特別委員会の提言の配布についてだが、県庁舎建替え等検討特別委員長から、本日の委員長報告に係る資料として、お手元の提言を本会議場に配布したいとの申出があったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

3 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。
特に討論を必要とするか、御意見を願う。

秋山委員

是非、願う。

田村委員

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合わせている。今回の請願については、その内容からも討論を行う特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないものとする。

委員長

ほかにはないか。

< な し >

委員長

討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことでのよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、各委員長の報告に対する質疑及び討論の通告書については、本日の本会議散会后、できるだけ速やかに提出されるよう御協力願う。

委員長

4 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料2の案のとおり決定することに御異議ないか。

< 異議なし >

委員長

御異議なしと認め、お手元の資料2の案のとおり決定した。

委員長

5 選挙管理委員及び同補充員の選挙についてだが、各会派において推薦される方について、本日中に御報告をお願いします。

委員長

6 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、去る2月26日(水)の議会運営委員会で報告したとおり、2名の欠員が生じているため、選挙を行う。まず、(1)選挙の方法についてだが、指名推選で行うことではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、会派別配分についてだが、自民2名とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、自民から推薦される方について、本日の本会議散会後に御報告をお願いします。次に、(2)選挙の日程についてだが、明日、最終日・3月27日(金)に行うことではいかがか。

< 了 承 >

委員長

7 陳情一覧表の正誤表についてだが、本日の本会議において、お手元の資料3のとおり、議長から報告することとするので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

8 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

この際、申し上げます。

昨日、知事から議長に対し、東京2020オリンピック・パラリンピック開催の延期について、報告があった。

この件について、本日の本会議の冒頭で、知事から発言があるので、御了承願う。

< 了 承 >

田村委員

この際、お時間をいただき、民主フォーラムに苦言を呈したいと存じる。

さきの3月24日に民主フォーラムにおかれては、新型コロナウイルス感染症対策で大野知事に要望書を提出したと伺っている。

新型コロナウイルス感染症の対応については、3月3日の議会運営委員会で、性急な要望は控えるということを示しているところである。危機管理対応中に議会側から多くの要望をすると、執行部の執行体制に支障を来す恐れがあることは明白である。

よって、危機管理対応中は、原則、要望しないということが議会側の大原則だと考えている。民主フォーラムにおかれては、申合せ、またこの原則を十分に理解して今後の対応をお願いしたいと存じる。

木村委員

新型コロナウイルスに関しては、日々状況がかなり変わってきており、私ども会派の議員は地域の声を受けて、知事、執行部に対して先日要望をさせていただいたところだが、ただ今の御指摘を受け止めていきたいと存じる。

委員長

新型コロナウイルス感染対策については、日々状況が変化する中、執行部が精力的に取り組んでいるところである。

さきの議会運営委員会申合せで決定したように、議会も執行部と一体となって対処すべきであるので、各会派におかれては、性急な要望は控えるなど、執行部に過重な負担をかけないよう、十分配慮することについて、改めて周知徹底をお願いする。

委員長

9 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、明日、最終日・3月27日(金)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

令和2年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年3月27日(金)第1回)

委員長

- 1 知事追加提出議案(人事議案)についてだが、奥野副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、追加提案をお願いしたいと考えている人事案件について、説明させていただく。

その内容だが、監査委員の選任についてである。埼玉県監査委員に白土幸仁議員、神尾高善議員を新たに選任することについて、御同意をお願いするものである。

去る2月20日に説明申し上げた、副知事、教育長及び監査委員の選任及び任命と併せ、どうぞよろしく願います。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。

委員長

- 2 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

- 3 議案に対する討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

- 4 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その1)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 議員提出議案についての(1)埼玉県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案及び(2)地方自治法第180条の規定により知事が専決処分することができる事項の一部改正案については、去る3月3日(火)の議会運営委員会で、委員長案を御了承いただいた。

まず、(1)埼玉県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案については、政務活動費のインターネット公開検討会の委員並びに議会運営委員の連名で、(2)地方自治法第180条の規定により知事が専決処分することができる事項の一部改正案については、議会運営委員の連名で、それぞれ提出することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、これらの議案の提案説明の有無及び委員会審査省略等については、今後の議会運営委員会において、確認することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 意見書・決議案についてだが、去る2月28日(金)(一般質問初日)までに、各会派から提出された意見書・決議案の柱18件(意見書17件、決議1件)について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料1の一覧表のとおり、共同提案5件(意見書4件、決議1件)となったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

また、その他の1件については、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書1件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、報告申し上げます。

田村委員

ただ今、委員長から意見書・決議案の調整結果について報告されたところであるが、急きよ、この場をお借りして、意見書について、提案させていただきたいと存じる。

意見書の案をお配りして、説明させていただきたいと存じるが、委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いする。

委員長

それでは、自民の案を事務局に配付させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

それでは、説明をお願いする。

田村委員

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う様々な社会経済活動の制約によって、实体经济が大きな打撃を受ける状況が生まれている。特にフリーランスなどの個人や中小企業が苦しんでいる状況である。

また、東京都の小池知事が外出を自粛するよう要請したことを受けて、我が県の大野知事をはじめ隣接する各県の知事が今週末の都内などへの不要不急の外出を控えるよう県民に呼び掛けた。これらにより、景気への影響はさらに深刻になるものと考えられる。

景気を回復させるためには、従来の発想にとらわれずに、大胆な緊急経済対策を全力かつ迅速に行うことが不可欠である。こうしたことから、私たちは、本県議会として国に対し、意見書を提出すべきと考えている。

そこで、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策を求める意見書」を急ぎよ、件名に追加していただくことについて、御配慮いただきたいと存じる。

なお、意見書・決議案については、開会日の議会運営委員会において、件名については一般質問初日の2月28日までに、案文については一般質問最終日の3月3日までに、提出することが確認されていることは承知している。

このような急な提案となったことについて、各会派におかれては御理解をいただきたい、お考えいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

ただ今の件については、何か御意見はあるか。

権守委員

意見書を拝見させていただいた。緊急経済対策の必要性は十分認めているところであるが、具体的な内容については、本日辺りから国の方で検討が始まると聞いている。政府与党の検討を待った方がいいと考えている。また、あえて申し上げれば、1番にある、一定の期間を定めて軽減税率を一旦ゼロにする考えは、我が党としては難しいため、賛成をしかねる。

委員長

それでは、ただ今自民から提案のあった「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策を求める意見書」案については、全会派一致とはならなかったが、共同提案ではなく、その他として追加することによいか。

< 了 承 >

委員長

また、案文及び提案者の確認等については、ほかの議員提出議案と同様に、今後の議会運営委員会で御確認いただくことによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4)議員派遣についてだが、各会派間で調整した結果、お手元の資料2のとおりとなった。

この件については、共産党を除く議会運営委員の連名の議員提出議案として提案することではいかがか。

石川委員

議員派遣について、現下の新型コロナウイルスの状況に鑑み、議会運営委員会に付託の上、継続審査を求めたいと存じる。

< 賛成との声あり >

田村委員

本議案については、既に予算特別委員会で議決している案件である。この議員派遣については、議決を行った後に、動向を見据えて今後の対応を考えればいいと存じる。

< 賛成との声あり >

秋山委員

現下の情勢で渡航そのものが難しくなり、首都圏ロックダウンという話もある中で、県民に向けて議会が派遣を議決したということは非常によろしくないという意見である。

委員長

ほかには意見はあるか。

< な し >

委員長

それでは、ただ今の件について採決する。

議員派遣の件を議会運営委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに賛成の委員の起立を求める。

(起立少数)

(賛) 井上(航)副委員長、石川委員、松坂委員、木村委員、井上(将)委員、秋山委員
(否) 杉島副委員長、小谷野委員、齊藤(正)委員、本木委員、田村委員、木下委員、
白土委員、松澤委員、権守委員、安藤委員

委員長

起立少数である。よって、本件は否決された。

石川委員

ただ今、継続審査を否決された。新型コロナウイルスの状況を考慮して、中止を含めて柔軟に対応していただきたい旨を申し上げ、賛成はしたいと存じる。

委員長

それでは、議員提出議案として提案することはいかがか。

< 了 承 >

委員長

また、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等については、今後の議会運営委員会において、確認することでよいか。

< 了 承 >

委員長

6 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、昨日の議会運営委員会で会派別配分を自民2名と確認したが、自民1名、県民1名に変更したいと存じるので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

それでは、自民及び県民から推薦される方について、次の本会議休憩中、速やかに御報告をお願いします。

委員長

7 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

田村委員

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間をいただきたいと存じる。

教育長の任命について、本日2つの議案が提出される。このうち、6月19日からの任期に係る議案については、継続審査とすることを提案したいと存じる。提案される予定の人物については、教育長としての資質が備えられていると理解しているところではある。このため、4月1日から6月18日までの、現教育長の残任期間に関する議案については賛成するものである。

一方、言うまでもなく教育は次世代を担う生徒の育成を担う重要な行政分野である。指導方法など教育の質の向上だけでなく、いじめなど生徒を取り巻く問題や、教職員の不祥事根絶など、取り組むべき課題は山積している。こうした教育長の担う重要な職責に鑑み、教育長の制度が改正された際、任期が4年から3年に短縮され、教育委員や議会同意によるチェック機能が強化されたところである。実質的に3年を超える同意をすることは、法の趣旨にそぐわないものとする。4月1日からの職務への取組状況を十分に確認した上で、改めて再任すべきか判断することが適切だと考える。

以上の理由により、6月19日からの任期に係る議案については、本日の本会議において、正規の手続により文教委員会に付託の上、継続審査とし、改めて6月定例会で判断することを提案する。これに伴い、委員長及び議長におかれては、教育長不在の期間が生じないよう、6月定例会の開会時期について、執行部と調整していただきたいと存じる。

各会派におかれては、お持ち帰りの上、御検討いただくようお願い申し上げます。

委員長

ただ今の件について申し上げます。

人事議案は、本県議会では通常、正規の手続を省略する例ではあるが、正規の手続により審議をすることを求める意見があったので、6月19日からの任期に係る教育長の議案については、正規の手続により行うこととする。

その取扱いについては、今後の議会運営委員会で御協議いただきたいと存じるので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

8 その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前９時３０分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、１０時でよいか。

< 了 承 >

令和2年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年3月27日(金)第2回)

委員長

1 知事追加提出議案(第77号議案～第79号議案及び第81号議案～第83号議案)についての(1)審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その2)のとおりによいか。

< 了 承 >

委員長

2 知事追加提出議案(第80号議案)についてだが、当該議案以外の人事議案の採決の後に取り扱うことによいか。

< 了 承 >

委員長

(1)提案説明の有無の確認についてだが、なしによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)質疑の有無の確認についてだが、33番石川忠義議員から質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)委員会付託の確認及び継続審査決定についてだが、文教委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることを、異議なし採決によりお諮りすることによいか。

< 異議ありとの声あり >

委員長

それでは、本議案を文教委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることについて、次の本会議において、本議案に対する質疑の後、議長発議により、起立採決でお諮りすることによいか。

< 了 承 >

委員長

3 選挙管理委員及び同補充員の選挙についての(1)候補者氏名の確認についてだが、お手元の名簿を御覧願う。

選挙管理委員及び同補充員、それぞれ定数4名に対して、それぞれ4名の候補者が推薦されているので、御確認願う。

なお、選挙管理委員補充員の順序については、各会派間で調整した結果となる。

< 確 認 >

委員長

次に、(2)選挙の方法についてだが、いずれの選挙も、指名推選により行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4)委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5)討論の有無の確認についてだが、45番前原かづえ議員から議第10号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(6)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 議会運営委員、各常任委員、図書室委員、予算特別委員予定者及び決算特別委員予定者氏名の確認についてだが、お手元の資料により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

また、次の本会議休憩中に行われる各委員会の正副委員長の互選は、議会運営、常任、図書室の順で行うことで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

この際、確認の意味で申し上げるが、新たな議会運営委員の任期は、委員会規程第3条第1項及び第2項の規定により、2月定例会閉会日の翌日からとなっている。

したがって、互選は新委員で行うが、次回以降の協議も引き続き、現在の委員で行っていただくので、よろしく願います。

委員長

6 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

7 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中に行われる議会運営、各常任及び図書室委員会の正副委員長互選終了後とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和2年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年3月27日(金)第3回)

委員長

1 議会運営、各常任及び図書室委員会正副委員長の互選結果についてだが、お手元に配布した資料により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、候補者氏名を申し上げる。

3 2番並木正年議員及び83番小林哲也議員が、自民及び県民から推薦されているので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

3 特別委員の所属変更についてだが、お手元に配布した名簿により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

4 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

5 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中に行われる各特別委員会の正副委員長互選終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和2年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年3月27日(金)第4回)

委員長

1 各特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、お手元に配布した資料により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 議席の一部変更についてだが、お手元の資料のとおり、議席を一部変更することによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、次の本会議では、議席の変更の決定のみとし、新議席への着席は、次の議会からとすることで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

また、これに伴う氏名柱及び登退庁ランプの変更は、本会議終了後に行うことで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

3 執行機関の附属機関等の変更委員氏名の確認についてだが、お手元の資料により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、充て職に係る委員の変更については、後ほど、事務局に処理させるので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

4 議会資料のペーパーレス化についてだが、お手元の資料のとおり委員長案を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

まず、「1 概要」についてだが、業務効率化や事務経費削減等のため、定例会で議員控室に配布している資料の一部を電子データ化し、議会ネットワーク上に掲載するものである。

これは、事前に設定しておけば、各議員お手持ちのスマートフォン等でも閲覧可能となる。

また、資料の掲載期間は、掲載容量の都合上、1任期（4年間）とする。

次に、「2 対象資料（案）」についてだが、今後、全面的なペーパーレス化を議論する必要はあるかと存じるが、現時点では環境が整っていないことから、対象資料を限定した。定例会で議員控室に配布している資料のうち、本会議や委員会における議案審査に係る資料でないものを対象とした。

最後に、「3 施行時期」については、令和2年6月定例会から実施したいと考えている。この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、この案の内容について、議長から執行部に申し入れていただきたいと存じるが、議長、よろしいか。

< 了 承 >

委員長

5 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

6 その他の（1）6月定例会の会期予定案についてだが、この件については、6月15日（月）～7月3日（金）の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

委員長

次に、（2）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。